

香川県報目録

平成十八年一月

第九三〇〇号から
第九三〇七号まで
号外(一、三二)

番号	題名	日	県報 番号
一	香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則	三	九〇三
二	香川国際交流会館規則の一部を改正する規則	三	九〇五
三	香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則	三	九〇六
四	香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則	三	九〇六
五	香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則	三	九〇六
六	香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則	三	九〇六
	告 示		
一	字の名称の変更	一	号外
二	地方自治法施行令の規定による三豊市の区域の人口	一	号外
三	公平委員会の事務の受託	一	号外
四	騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域における区域の区分の変更	六	九〇〇
五	平成十一年香川県告示第百三十九号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び道路に面する地域における幹線交通を担う道路)の一部改正	六	九〇〇
六	平成元年香川県告示第千四十号(航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域)の一部改正	六	九〇〇
七	騒音規制法の規定による指定地域の廃止	六	九〇〇
八	騒音規制法の規定による指定地域の廃止	六	九〇〇
九	平成十三年香川県告示第四百六十七号(特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定に基づく区域の指定)の一部改正	九	九〇〇
一〇	平成十二年香川県告示第八百号(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定)の一部改正	九	九〇〇
一一	昭和四十五年香川県告示第千三百二号(農地法第三条第二項第五号等の面積の指定)の一部改正	九	九〇〇
一二	昭和五十四年香川県告示第百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部改正	九	九〇〇
一三	地方自治法施行令の規定による高松市、木田郡、香川郡及び綾歌郡の区域の人口	一〇	九〇一
一四	平成四年香川県告示八百二十二号(丸亀市、坂出市、普通寺市、観音寺市、さぬき市及び東かがわ市における民生委員協議会の区域)の一部改正	一〇	九〇一
一五	平成十六年香川県告示第七百九十一号(民生委員の定数)の一部改正	一〇	九〇一
一六	平成十六年香川県告示第七百九十一号(民生委員の定数)の一部改正	一〇	九〇一
一七	第四次香川県保健医療計画の変更	一〇	九〇一
一八	公衆浴場入浴料金の統制額の変更	一〇	九〇一
一九	漁港漁場整備法の規定による指定内容の改正	一〇	九〇一
二〇	道路の供用開始	一〇	九〇一
二一	道路の供用開始	一〇	九〇一
二二	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	三	九〇二
二三	生活保護法の規定による医療扶助施術担当者の指定	三	九〇二
二四	生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出	三	九〇二

一	香川県教科書センター設置管理規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	三七	九〇六
二	高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	〃	〃
	教育委員公告		
一	落札者等の公示	三〇	九〇四
	選挙管理委員会告示		
一	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	六	九〇〇
二	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出	〃	〃
三	政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出	〃	〃
四	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出	〃	〃
五	公職選挙法施行令の規定による県議会議員の所属選挙区の変更	一〇	九〇二
六	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出	三	九〇三
七	政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出	〃	〃
八	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	七	九〇三
九	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
一〇	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
二	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
三	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
四	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
五	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	〃	〃
六	地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の三分の一の数	〃	〃
七	平成十八年香川県選挙管理委員会告示第五号（公職選挙法施行令の規定による県議会議員の所属選挙区の変更）の一部訂正	〃	〃
八	公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となつてゐる病院の指定の取消し	二〇	九〇四
九	公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定	〃	〃
一〇	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	二四	九〇五
一一	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
一二	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
一三	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
一四	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
一五	個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告	〃	〃
一六	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出	〃	〃
一七	政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出	〃	〃
一八	政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出	〃	〃
	人事委員会規則		
一	高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	三七	九〇六
	正 誤		

一 平成十七年十二月二十日（香川県報号外六）香川県規則第二百十号中
訂正

二〇
九〇四

